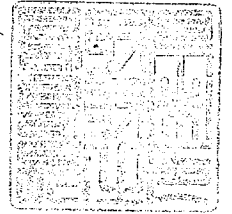




受環生第1883号
平成30年3月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)
(対平成30年2月26日付け第201700284093号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

計画段階環境配慮に対する意見について

- (1) 環境影響の詳細な調査について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。
特に配慮が必要な施設について表4.3-1図より、事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の区域内にある住居及び明治小学校は、複数の風力発電機から影響を受ける可能性が懸念されるため、距離の確保や配置計画については十分な配慮を行うこと。
周辺住民への配慮について風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。
(鳥取市環境下水道部生活環境課)
- (2) 環境影響評価方法書に計画している景観調査地点に、鹿野町城下町景観形成重点区域、JR山陰本線、山陰道、鳥取西道路、国道9号線を加え、合成写真(フォトモンタージュ等)等により、地域住民に説明を行い、合意形成を図った上で実施すること。
本市では景観計画において山並みや稜線の保全に努めることになっているため、事業計画区域内に、風車を建設した場合抵触すると考えられる。
また、鹿野町城下町景観形成重点区域の眺望によっては、抵触する可能性がある。
(鳥取市都市整備部都市環境課)
- (3) 景観に関する眺望点として、林道鳥取中央線における「衣笠山展望台」の追加を検討していただきたい。
(林務水産課)
- (4) 開発区域は現在のところ文化財保護法で定める周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、未踏査となっている箇所や未発見の文化財が所在してい

る可能性があるため、開発にあたっては事前に調整をすること。

(教育委員会事務局文化財課)